

墨田区廃棄物減量等推進審議会(第11期)委員名簿

		氏 名	所 属	委嘱日
学識経験者		萩原 なつ子 (ハギワラ ナツコ)	独立行政法人国立女性教育会館・理事長	令和4年6月2日
		見山 謙一郎 (ミヤマ ケンイチロウ)	専修大学経営学部 特任教授	令和4年6月2日
区 民	団 体	井上 佳洋 (イノウエ ヨシヒロ)	墨田区商店街連合会 事務局長	令和4年6月2日
		廣田 健史 (ヒロタ ケンシ)	東京商工会議所墨田支部 副会長	令和4年6月2日
		富樫 榮子 (トガシ エイコ)	墨田区消費者団体連絡会	令和4年6月2日
	事業者	伊藤 林 (イトウ シゲル)	御谷湯(ミコユ) 経営	令和4年6月2日
		丁官 一郎 (チョウカン イチロウ)	株式会社三進製作所 代表取締役	令和4年6月2日
	一般公募	齋藤 敬三 (サイトウ ケイゾウ)	公募委員	令和4年6月2日
		佐藤 美帆 (サトウ ミホ)	公募委員	令和4年6月2日
		長津 かよ子 (ナカツ カヨコ)	公募委員	令和4年6月2日
		小木曾 清三 (コキソ セイゾウ)	公募委員	令和4年6月2日
		牟田口 雄彦 (ムタグチ タケヒコ)	公募委員	令和4年6月2日
		山田 清子 (ヤマダ キヨコ)	公募委員	令和4年6月2日
		橋本 玲子 (ハシモト レイコ)	公募委員	令和4年6月2日
区議会議員		坂井 ユカコ (サカイ ユカコ)	地域産業都市委員会 委員長	令和4年6月2日
		はら つとむ (ハラ ツトム)	地域産業都市委員会 副委員長	令和4年6月2日
区職員		鹿島田 和宏 (カシマダ カズヒロ)	環境担当部長	令和4年6月2日

(参考) 審議会関係条例・規則

○墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例

(墨田区廃棄物減量等推進審議会の設置)

第7条 区長は、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、墨田区廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、前項に規定する事項について審議するほか、区長に対して、意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、区民、学識経験者、区議会議員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める。

○墨田区廃棄物の減量及び処理に関する規則

(審議会の組織)

第3条 条例第7条第1項に規定する墨田区廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、区長が招集する。

(定足数等)

第5条 審議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会の審議事項について、基礎的な調査検討を行うため、審議会に部会を置くことができる。